

令和4年4月から始まります！

草津町出産祝金のご案内

～未来を担うお子様の誕生を祝福し健やかな成長を願って、
出産お祝い金を支給します！～

草津町出産祝金のお知らせ【チラシ】 [PDF ファイル]



草津町出産祝金
案内チラシ .pdf

支給対象児童

令和4年4月1日以降に生まれ、初めて登録される住所が草津町となる児童

支給対象者

支給対象児童を養育する父または母（以下全ての要件を満たす者）

- ・対象児童の出産の日において、草津町に住所登録があり、その登録が6ヶ月以上前から継続していること
- ・町税、各種使用料、保険料等に滞納または未納がないこと（父母両者対象）

支給金額

第1・2子	50,000円
第3子	100,000円
第4子以降	150,000円

申請について

- 草津町で出生届を提出する場合はその際に申請、受付いたします。
- 町外で出生届を提出する場合は個別にお問い合わせください。

※申請期限は出生の日から3ヶ月以内

支給について

申請書に記載した口座に振込となります

このページに関するお問い合わせ先

草津町役場 住民課

〒377-1792

群馬県吾妻郡草津町大字草津 28 番地

Tel: 0279-88-7192